

# 芦屋市自治会連合会第10ブロック会規約

2016年4月29日

## (名称)

第1条 本会は芦屋市自治会連合会第10ブロック会と称する。

## (目的)

第2条 本会は芦屋市自治会連合会第10ブロックを構成する自治会と住民を代表するその他の組織間の活動及び交流を円滑にする事を目的とする。

## (区域・会員・資格)

第3条 第10ブロックを構成する自治会または区域内居住住民を代表する組織を会員とする。  
(区域とは、地理上潮芦屋とか南芦屋浜と呼ばれる地域を指す)

細則 1 自治会連合会に登録済みの自治会代表を議決権を持つ正会員とする。

細則 2 自治会正会員の議決により特定の個人を承認会員とする。

細則 3 特定の個人とは10ブロック地域の民生委員、福祉委員等を含む。

細則 4 本会は正会員と承認会員とを持って運営する。代理も可とする。

## (役員選出)

第4条 本会は代表として2名を選出し、自治会連合会の理事として登録する。

細則 1 選出された2名を役員と称し、内1名を本会の会長とする。

## (役員任期)

第5条 役員の仕事は2年毎とし原則5月からの交代とする(理事の仕事は2年の為)

## (会議の開催)

第6条 本会は原則4回、第10ブロック会議を開催する。

日程 原則として5月、8月、11月、2月とする。

場所 国際交流センターとする。

議題 各自治会からの要望、連絡事項、自治会連合会からの報告、第10ブロック会としての議決事項等

## (臨時会議の開催)

第7条 臨時会議は正会員及び承認会員により目的を明示して召集開催できるものとする。

召集は召集発起人により日時、場所、出席を役員に連絡する。

## (会議の進行)

第8条 会議の進行は原則会長が行うものとする。又、会長代行も可とする。

## (会議の議決)

第9条 会議の議決権は正会員のみが有するものとする。

正会員の代理は可とし、承認会員の出席、発言も出来るものとする。

第10条 議決は正会員の半数以上の賛成で有効とする。(承認役員は提案、参考のみ)

## (第10ブロックとしての活動)

第11条 本会の主旨は基本的に各自治会の活動を基本とする。

第12条 本会は必要に応じて委員会を設置することができ、必要性は本会議で決定する。

## (第10ブロックとしての活動費用)

第13条 原則会費は徴収しない。会議場賃料、文書費、活動の交通費については会員の承認の上各会員から徴収するものとする。

以上

この規約は2016年4月29日に改訂し、同時に施行する